



ご存知ですか？ 国民年金制度

◎あなたも国民年金を増やしませんか？

国民年金の年金額を増やす方法についてお知らせします。

申請窓口は、いずれも国保年金課年金高齢医療係（☎82-1178）です。

■付加年金

国民年金の第1号被保険者（自営業者、学生など）が利用できる制度です。国民年金保険料とあわせて付加保険料（月額400円）を納付されると老齢基礎年金に付加年金が加算され支給されることとなります。

付加年金の年金額は、200円×付加保険料を納付した月数です。

◎注意事項

- 付加保険料の納付を希望される人は、申込書の提出が必要となります。
- 納付期限を超過しての付加保険料は納付できません。
- 付加保険料を納付期限内に納付されなかった場合、以降の付加保険料の納付ができなくなります。（再申込み可能）
- 国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納付することはできません。

◎申請に必要なもの 年金手帳、印判

■任意加入制度

国民年金の老齢基礎年金は、満額で792,100円（平成22年度）ですが、これを受け取るためには、20歳から60歳までの40年間（480月）の国民年金保険料を完納しなければなりません。

20歳から60歳の間任意加入しなかった期間や、やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった期間は、ご本人の申し出により60歳から65歳未満の5年間、保険料を納めることで65歳から受け取れる老齢基礎年金を満額に近づけることができる任意加入制度があります。

なお、保険料の納付方法は、原則口座振替になります。

◎加入対象者

次のすべての条件を満たす人が任意加入の対象者となります。

- ①国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない人
- ③20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480月未満の人

◎月額保険料

15,100円（平成22年度）

◎申請に必要なもの

年金手帳、金融機関の口座番号がわかるもの（通帳等）、通帳の届出印



◎問い合わせ先 国保年金課（☎82・1178）